

(案)

法務省発第 号
厚生労働省発 号
総務省発 号
令和3年 月 日

成年後見制度利用促進専門家会議 殿

法務大臣 上川 陽子
厚生労働大臣 田村 憲久
総務大臣 武田 良太
(公 印 省 略)

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第13条第2項の規定に基づき、同法第12条第3項の「成年後見制度利用促進基本計画」の変更の案の作成に当たって盛り込むべき事項につき、貴会議の意見を求める。